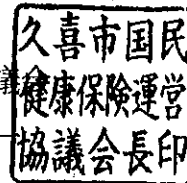


久 運 第 5 号
令和 5年 1月16日

久喜市長 梅田 修一様

久喜市国民健康保険運営協議
会 長 宮 澤 幸 一



国民健康保険事業について（答申）

令和4年12月27日付け久国第1456号で諮問があり、継続審議となっております。久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（国民健康保険税率及び賦課限度額の改正）について、下記のとおり答申します。

なお、附帯意見がありましたので併せて附記します。

記

1 答申事項

(1) 令和5年度久喜市国民健康保険税率については、次の表の通りとする。

		医療給付費分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分	合 計
現行	所得割	7.0%	2.1%	2.2%	11.3%
	均等割	29,000円	10,000円	11,000円	50,000円
改正後	所得割	6.86%	2.34%	2.31%	11.51%
	均等割	33,200円	12,300円	13,600円	59,100円

(2) 令和5年度久喜市国民健康保険税の賦課限度額については、医療給付費分を2万円、後期高齢者支援金等分を1万円引き上げ、合計102万円とする。

	医療給付費分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分	合 計
現行	63万円	19万円	17万円	99万円
改正後	65万円	20万円	17万円	102万円

(3) 改正時期は、令和5年4月1日とする。

2 附帯意見

- (1) 保険税の収納率の向上、未納者に対する収納対策に取り組み、税収の確保に努めること。
- (2) 健康づくりや疾病予防のための保健事業などを推進し、医療費適正化に努めること。